

相談機関における相談依頼から相談までの待機期間について

	項目	発達相談支援センター（アーチル）	児童相談所
1	依頼から相談までの待機期間について	0歳～5歳（未就学児） 新規相談の場合：2～3か月 継続相談の場合：3か月 6歳～18歳（学齢児） 新規相談の場合：3か月 継続相談の場合：3か月	基本的には1週間程度（最大2週間）。なお、緊急度の高い事案に関しては即時の対応を実施。
2	現状の待機期間に対する認識と現状の取り組みについて	相談申込みから実際に相談に至るまでの期間は、概ね上記の通りとなっており、全国の療育センター、発達障害者支援センターでも待機期間の長期化傾向は同様と認識している。アーチルでは待機期間の短縮を図るため、これまで以下の取り組みを行ってきたところ。 <ul style="list-style-type: none"> ・南部アーチルの設置による支援体制の拡充（平成24年） ・職員の増員（直近の平成30年4月では、学齢児支援係3名増員を含む計8名増員） ・新規相談枠の設定による早期対応（平成26年度から。） ・緊急性の高いケースの優先対応（平成28年度から。本人や幼稚園・学校等からの相談申込み時に緊急性が高いと判断したケースについては、優先的に対応） 発達障害の社会的な認知の高まり等による相談件数の増加もあり、待機期間の明確な短縮には至っていないものの、さらなる長期化を抑えているものと認識。	<ul style="list-style-type: none"> ・初回相談を担当する児童福祉司は1名で対応しており、児童と面接を行う児童心理司等との日程調整も踏まえ、1週間程度の待機期間に関しては適正であると考える。 ・虐待通告等の電話対応は24時間体制で受け付けしており、相談内容から緊急性が高いと判断した場合には、原則として、即時の対応を行っている。
3	今後の方向性について	今後も職員間の情報共有・連絡体制を密にして緊急性に応じた柔軟な相談支援を行うことはもとより、相談体制（面談チームの編成）の見直し等の業務改善、市内11カ所の児童発達支援センターを始めとした身近な地域での相談体制の構築を進めるなど、待機期間の短縮を図っていく。	引き続き事案の緊急度や深刻度に応じた速やかな対応を実施していく。